

議案第 5 2 号

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正
について

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように
改正しようとする。

令和 7 年 9 月 8 日提出

天理市長 並 河 健

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改
正する条例

(天理市下水道条例の一部改正)

第 1 条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を
受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年 3 月天理市条例第16号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項本文」に改め、同条に次のた
だし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を
受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。